

第2回 海岸保全施設における水門・陸閘等の維持管理マニュアル策定検討委員会 議事概要

日時：平成29年3月24日（金） 13:00 ～ 15:00

場所：中央合同庁舎第3号館 4階 特別会議室

出席者：横田委員長、岩波委員、佐藤委員、水谷委員 他

1. 主な議事

○事務局より、第1回検討委員会における委員からの主な意見とその対応について説明した後、施設規模等に応じた水門・陸閘等の点検・評価方法、施設の総合的健全度評価等について意見交換を行った。

2. 主な意見

【議事（2）施設の規模等に応じた分類について】

○マニュアル中では、大きな分類の方針のみ示し、細かい分類は海岸管理者の運用に委ねてはどうか。

○分類の基準について、背後地への影響や施設規模だけではなく、点検の難しさや複雑さ等、施設が持っている特性も考慮する必要がある。

○分類名は点検の頻度を連想する名称がよい。

【議事（3）施設の分類に応じた点検・評価方法について】

○臨時点検について、地震又は台風毎に1年に一度丁寧に行う点検レベルで実施するのは手間とコストを要する。地震又は台風の後には、まず目視点検や試運転を実施し、支障があれば詳細な点検を実施するのがよい。

○高潮発生後の臨時点検は、高潮発生前に閉じた水門等を開ける際に実施するのがよい。

○臨時点検の実施時期は、地震又は高潮を基準にするのではなく、日常点検で目視点検し、その時に異常があれば実施する方針がよい。

○高潮がなくても波浪で施設が損傷することがあるので、「高潮」ではなく「台風」という言葉にしたほうがよい。

○重要な施設に関しては必ず臨時点検を行うが、小規模な施設について全部臨時点検を実施するのは難しいので、施設の分類については、背後地への影響等の観点で分類するのがよい。

○大型の台風が接近する前には、各施設の稼働を確認する旨の通知を事前に海岸管理者あてに発出するが、これは、ある程度の規模の施設は確実に点検の実施をお願いするという趣旨でもある。全ての施設を点検することは難しいかもしれないが、台風の通過直後に点検ができなくても、そ

の次の台風襲来時までには何らかの形で実施するという運用も検討したい。

○大規模な施設について、目視点検だけでは、電気系統や機械系統も含めた全てがシステムとして稼働するか否か把握できない部分がある。そこで、マニュアルには、大規模な施設の臨時点検について、地震等の後に必ず実施するのではなく、実施の必要性が高まっているという書き方もできる。

○津波等の後は、樋門や水門の海側が漂砂等により埋まることがあるため、臨時点検では樋門や水門の排水機能を点検すべきである。

○樋門等の日常点検・巡視における点検項目について、繰り返し作用する波浪の影響等を中心に検討すべきである。

【議事（４）施設の総合的健全度評価について】

○機械・装置の健全度評価では△に付す数字が増えていくと良い評価になる一方で、総合的健全度評価案では数字が増えるほど評価が悪くなるので、評価方法に整合をとるべきである。

○総合的健全度評価案にある「要監視段階」と「予防保全段階」の違いを明確にし、対策を実施することが望ましいとする「予防保全段階」において、どのような状態において対策を実施するのかなどを今後検討していく必要がある。

○樋管のように、閉鎖機能のみならず、排水機能が重要な構造物もある。

【議事（５）水門・陸閘等維持管理マニュアル目次（案）について】

○取替・更新等の標準年数について、河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアルから引用とあるが、水門・陸閘等においてもこの標準年数でよいのかどうか、一度整理をする必要がある。

○水門・陸閘等はいざという時に閉まることが重要であるため、構造物としての維持管理だけでなく、停電時の対応などシステムとしての維持管理に係る記載が必要である。

○機械系統の耐用年数が想定しにくいものに対し長寿命化すると記載した場合に、その意図が正しく理解されるのか。機能の発揮を確認するための維持管理と構造物そのものの寿命を把握するための維持管理というそれぞれの整理が必要である。

○水門・陸閘等を管理する上で、統廃合により数を減らしていくことは非常に重要である。マニュアルにおいて統廃合について記載があるとよい。

以 上